

公 告

陸上自衛隊 飯塚駐屯地業務隊長



陸上自衛隊飯塚駐屯地における自動販売機の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊飯塚駐屯地における自動販売機の設置及び経営の業者を下記のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
飲料自動販売機の設置及び経営業務
- (2) 業務期間
九州防衛局が許可した日（令和8年6月頃）から令和9年3月31日
ただし、必要に応じ令和11年3月31日を超えない期間で更新することができます。
- (3) 設置場所、機種及び設置予定数
福岡県飯塚市津島282
陸上自衛隊飯塚駐屯地内
合同隊舎屋上（4階建 エレベーター無し） 飲料（缶・ペットボトル式）1台
縦600mm×横1,100mm×高さ1,900mm以内

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 公募説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 募集要項等の配布

- (1) 期 間
令和8年1月15日（木）から令和8年1月29日（木）（土日を除く）
午前9時から午後3時
- (2) 配布場所
福岡県飯塚市津島282
陸上自衛隊飯塚駐屯地業務隊厚生科共済班
- (3) その他
公募へ参加する場合は、募集要領・仕様書の受領が必須です。

5 説明会の日時・場所等

- (1) 日 時
令和8年1月30日（金）午後2時から
- (2) 場 所
福岡県飯塚市津島282
陸上自衛隊飯塚駐屯地厚生センター（図書室）
- (3) 説明事項
募集要領、提出書類等に関すること。
- (4) 携行品
募集要領、仕様書
- (5) 説明会の申し込み
説明会への参加希望者（各業者2名以内）は、説明会の前日午後5時までに会社名、氏名、連絡先等をご連絡下さい。
- (6) 注意事項
説明会に欠席された業者の方は、公募に参加できません。

6 お問い合わせ先

〒820-0064
福岡県飯塚市津島282
陸上自衛隊飯塚駐屯地業務隊厚生科共済班（担当：右田、高橋）
電話0948-22-7651（内線321、325）

7 その他

細部の内容は、募集要領等による。